

導入計画記載例

(様式1)

新規の場合は、"(変更)"を消す。
変更の場合は、"()"を取る。

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(変更)認定申請書

平成22年4月15日

長崎県知事

様

申請書が最終的にできあがってから記入する。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第4条第1項(変更の場合「第5条第1項」)に基づき、様式2により持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を申請します。

申請者住所	長崎市江戸町2-13
ふりがな	かんきょう たろう
申請者氏名 (法人の場合は 代表者名)	環境 太郎 印
生年月日 (法人の場合は設 立年月日)	昭和40年1月1日
農業経営基盤法 認定農業者の有無	有 無
認定の区分	新規 (認定番号:) 変更 (認定期間:平成 年度 ~ 平成 年度) (変更内容:)
情報開示の可否	可 否

農業経営基盤強化促進法に基づく認定の有無を記載する。

変更の場合は認定番号等を記載する。

計画に関する情報開示に同意する場合、可にチェックする。

情報開示を可とした場合、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」により計画の内容及び市町村名・氏名を第三者から開示を求められた場合、これを開示することに同意するとみなす。

変更の場合は認定番号、認定期間、変更内容を記載すること(変更内容については、作物の追加、住所の変更など変更申請の理由を記載する)。

該当する項目にチェック" "すること。

(様式2)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

レタス面積のうち持続性の高い生産方式の導入を目指す面積

(目標：平成27年度)

原則として申請の5年後

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 作物別生産方式導入計画

単位：a

作物名		現 状	目 標
レタス	導入面積		70 a
	全作付面積	70 a	70 a
きゅうり	導入面積		30 a
	全作付面積	30 a	50 a
	導入面積		a
		a	a
	全作付面積	a	a
	導 入		a
	全作付面積		a
小 計	導入面積		100 a
	全作付面積	100 a	120 a
その他作物		150 a	150 a
合 計		250 a	270 a

指針に記載された作物名を記載。「キ
ュウリ」ではなく「きゅうり」

認定を受けるためには当該作物の作付け
面積の概ね5割以上の導入面積が必要

注1 目標年は、申請年度から数えて原則として5年後とする(例：平成22年4月申請の場合 目標年度は27年度)

- 2 生産方式導入作物には導入に関する指針に記載されている作物名を記載すること。
- 3 「生産方式導入作物」の上段には、導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積を記入し、下段には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。
- 4 「その他作物」には、持続性の高い農業生産方式を導入しない農作物の作付面積の合計を記入すること。
- 5 変更の場合、現状欄には当初計画での現状について記入すること。

導入技術は、指針で指定されている技術から選択する

(2) 生産方式の内容

現 状		目 標	
作物・作型名：きゅうり		作物・作型名：きゅうり	
収量	6,500 kg/10a	収量	6,500 kg/10a
現行の生産方式の内容		導入する生産方式の内容	
有機質資材施用技術		有機質資材施用技術	
導入技術		導入技術	
<ul style="list-style-type: none"> ・たい肥等有機質資材施用技術 		<ul style="list-style-type: none"> ・たい肥等有機質資材施用技術 	
自給しているたい肥があればその割合を記載		(たい肥は C/N 比 10 ~ 150 であること)	
技術導入に必要な資材		技術導入に必要な資材	
・資材名	牛糞たい肥	・資材名	牛糞たい肥
・施用量	1 t/10a	・施用量	2 t/10a
・たい肥等の自給率	0 %	・たい肥等の自給率	0 %
・窒素含有量 (堆肥のみ記入)	2 %	・窒素含有量 (堆肥のみ記入)	2 %
化学肥料低減技術		化学肥料低減技術	
導入技術		導入技術	
施肥窒素総量と化学由来窒素量の内数を記載、必要に応じ別紙を活用する		局所施用技術	
技術導入に必要な資材		肥効調節型肥料施用技術	
・資材名		有機質肥料施用技術	
・施肥窒素総量	35 kg/10a	技術導入に必要な資材	
・うち化学由来窒素量	35 kg/10a	・資材名	ぼかし肥料
		・施肥窒素総量	30 kg/10a
		・うち化学由来窒素量	10 kg/10a
化学農薬低減技術		化学農薬低減技術	
導入技術		導入技術	
化学農薬は散布回数でなく、使用成分回数を記載		温湯種子消毒技術	
光利用技術		機械除草技術	
被覆栽培技術		除草用動物利用技術	
フェロモン剤利用技術		生物農薬利用技術	
マルチ栽培技術		対抗植物利用技術	
技術導入に必要な資材		抵抗性品種栽培・台木利用技術	
・資材名		土壌還元消毒技術	
化学農薬使用回数		熱利用土壌消毒技術	
・成分回数	25 回	・光利用技術	
		・被覆栽培技術	
		・フェロモン剤利用技術	
		・マルチ栽培技術	
		技術導入に必要な資材	
		・資材名	シルバーフィルム
		化学農薬使用回数	
		・成分回数	22 回

- 注1 現状には直近の実績について記入すること。ただし、収量は過去5年間の平均とする。
- 2 「有機質資材施用技術」「化学肥料低減技術」及び「化学農薬低減技術」は、作物ごとに定められた技術について対象となる項目にチェックすること。
- 3 「資材の使用の量・回数」には、一作当たりの量・回数について記入すること。
- 4 化学肥料低減技術において、複数の資材を使用する場合、必要に応じ別紙「化学肥料低減技術の内容」を使用する。

(3) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	2,000 千円	2,200 千円
その他作物	2,500 千円	2,500 千円
合 計	4,500 千円	4,700 千円

注 「農業所得」は、販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入すること。

2 その他

(土壌改善のために必要な措置)

きゅうり作付け圃場は、水田の基盤整備地で排水が悪いため、心土の破碎、暗きよ・明きよの組み合わせにより排水性の改善を図る。

土壌診断の結果、レタス圃場でpHが低下しており、石灰資材による土壌改良を実施する。

(機械・施設の整備)

マニュアルスプレッダーを平成23年度に導入予定。

(資金調達)

マニュアルスプレッダーの購入では農業改良資金200万円程度の利用を計画している。

なお、農業改良資金の貸し付けに関する特例を受ける予定。

(経営上必要な措置)

現在、農業従事者3名であるが、きゅうりの規模拡大、新たな持続性の高い生産方式の導入のために、臨時雇用を100日程度導入する予定。

(有機質資材の散布方法)

たい肥の施用は、現在手散布で実施、今後マニュアルスプレッダーによる機械化を図る。

エコファーマーの特例を利用する場合はその旨を記載

- 注1 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的内容、実施方法等を記入すること。
- 2 目標の達成のために機械・施設の整備、資金調達・経営上必要な措置等が必要な場合はその内容を記入すること。
- 3 生産方式の内容について、特記事項(土壌診断時期、有機質資材の施用方法、堆肥の原材料等)があれば記載すること。

添付されているか確認する。

[添付資料]

- 1 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培する圃場地図について、原則として下記の項目を満たしたものを添付する。
 - (1) 圃場の位置が特定できること。
 - (2) 地図上に、栽培する作物名・圃場番号等を記載すること。なお、番号は、土壌診断結果を一致させ、どの地点を分析したのか把握できるようにすること。
 - (3) 輪作等により圃場と作物名が特定できない場合は、その旨をその他に記載すること。
- 2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培する圃場の土壌診断結果（原則として、地目、作物分類、施設・露地毎に必要）
- 3 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画に対する意見書（申請書と意見書の住所、氏名に相違がないか確認する。）

[その他]

混乱を防ぐため、新規申請と変更申請のかがみは別々とする。